

# 展望 2022 ◆ 3 ◆



もり・ひろし 1966年富士  
オイル入社、74年社長。2009  
年県中央会会長、19年6月か  
ら全国中央会の会長を務め  
る。横須賀市出身。79歳。

# トンネルの先に灯火

長引く新型コロナウイルス禍で中小企業を取り巻く経営環境は変わらざる厳しい。トンネルの暗闇の先に明かりは見えてきたのか。中小・小規模事業者の支援に注力する県中小企業団体中央会の森洋会長（全国中小企業団体中央会会長）に今後の見通しなどを聞いた。（聞き手・吉田 勝行）

## 県中小企業団体中央会

### 森 洋 会長

—中小企業の現状は。

「残念ながら昨年を振り返ると、やはりコロナ禍に振り回された1年だった。宿泊、観光、アパレル、それに物流なども非常に大変だった。一方、巣ごもり需要に対応して創意工夫し、ヒットしている業界もある。問題は、ダメージを受けた中小・小規模事業

者だ。生活様式そのものが変わっており、元に戻ることはないだろう。消費者の変化に対応できるかが求められてくる。中小・小規模事業者はフットワークがいい。それを生かして、生活様式や消費者の行動の変化に対応することが大事だ」

—注力する取り組みは。

「中小・小規模事業者は雇用を守って事業を継続させることが最大の使命で、資金繰り対策は非常に重要。（実質無利子・無担保の）『ゼロゼロ融資』で結果的に今の段階では倒産が非常に少ない。問題は2022年度以降。返済

が本格的に始まる時期を迎えて、果たして約束通り返済できるのか。厳しくなってくるのではないかと。対策を考えていかなければならない」

「全国には激甚災害で特別融資を受けている企業もあり、コロナ対策を含めて多重債務を抱えている。今、われわれが望んでいるのは、その多重債務を一本化して長期返済に変え、中小・小規模事業者が存続できるようにすることだ。今後はそこに軸足を置いて国に要望していく」

「組合組織を使ってマッチングする仕組みをつくっていい。組合と組合、あるいは組合内の同業者でマッチングし、事業承継の役割を果たす。異業種ではなく、互いに分かっている組合内の企業同士ならスムーズに進みやすい。例えば10人と10人で20人の一つの企業体ができたら、それが30人、40人と雇用が生まれ、会社として伸びていく可能性も高くなる。県内でも昨年、運輸関係で実績が1件生まれただ。一歩前進。今後、さらに増えてくるだろう」

—今後の見通しを。

「オミクロン株は思い切った水際対策を早く打ったことで、一定の効果があつた。春先には感染が終わり、『これから頑張ろう』と、そんな宣言がされる希望を持っている。今の状況では、トンネルの先にはまだ小さな、明かりまでいかない、灯火ぐらい。仮に収束したら、経済活動が本格的に動きだすのは秋以降になるのではないかと」

—「成長と分配の好循環」

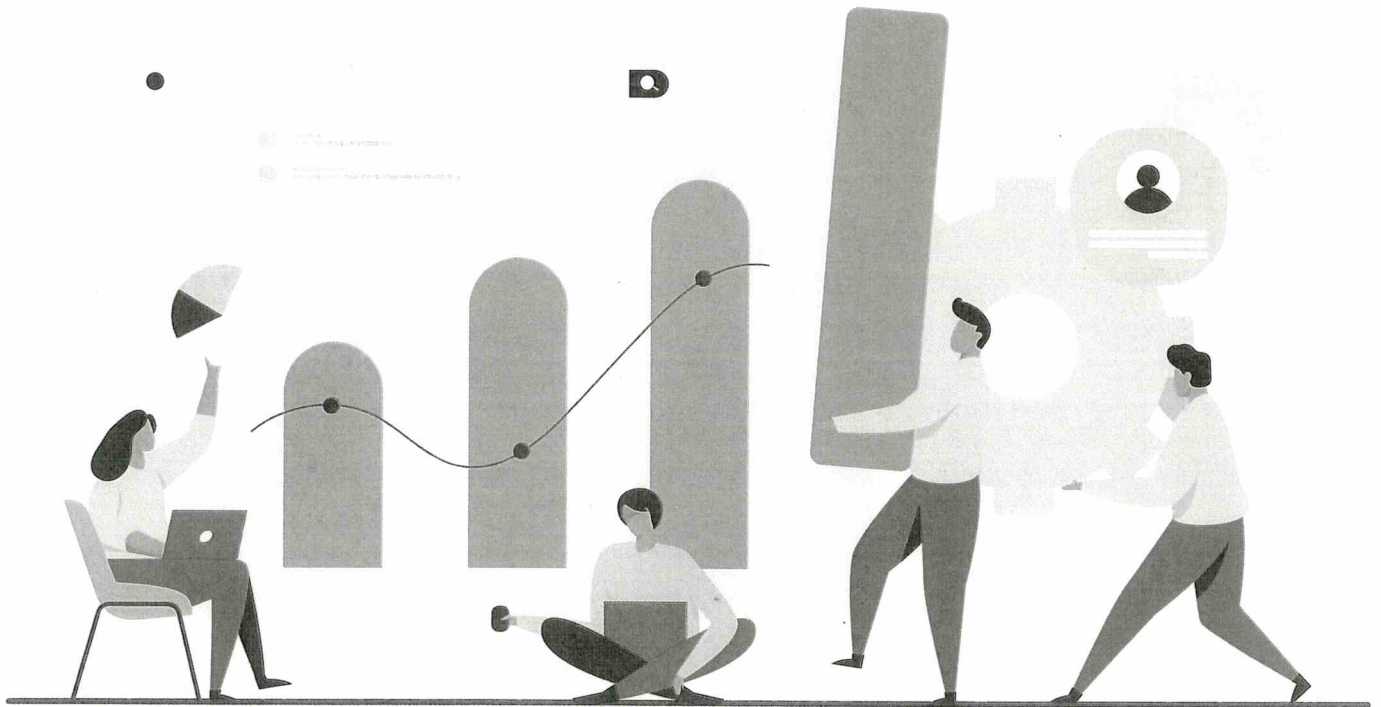
は、国も企業も全く同じ。やはりマークアップ率（付加利益率）原価に対する利益の割合を上げていく必要がある。欧米に比べて日本はマークアップ率が低すぎる。単に利潤を上げるのではなく知恵を絞って創意工夫し、高品質な製品やサービスのある程度高くても消費者に受け入れてもらえる時代に変えなければいけない。それによって賃金を上げることができれば、本當の好循環につながる」

—改めて、中央会が担う役割とは。

「昨年11月の中小企業団体全国大会横浜大会には、岸田文雄首相や小泉進次郎前環境相をはじめ全国から約1700人もの方々に来ていただいた。ウィズコロナの中で（イベント開催の）一つのビジネスモデル、試金石になったのではないかと。一企業でできないことは組合という組織でやっていくことが大事。単なる相互扶助ではなく、互いに競い合って組合の機能を発揮していく。その支援が中央会の役割だ。職員も、時代の変化に対応するには勉強しなければならぬ。組織を活性化させながら運営していきたい」

令和3年度中小企業労働事情実態調査報告書

# 神奈川県の労働事情



“人を「<sup>つな</sup>絆ぐ」・組織を「<sup>むす</sup>結ぶ」・地域を「<sup>つむ</sup>紡ぐ」”



神奈川県中小企業団体中央会

<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>



## 資料No.8

### 事業復活支援金の概要と本会の事前確認について

神奈川県中小企業団体中央会

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本会運営について格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

1月31日より申請受付が開始されます「中小法人・個人事業主のための事業復活支援金」についてご案内いたします。

【申請期間】 2022年1月31日～5月31日

#### 【事業復活支援金の概要】

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者に事業復活支援金を給付する制度です。

本会は「登録確認機関」として登録を行っていますが、本会が担当させていただく事前確認対象先は本会にご加入いただいております協同組合等及び会員組合の組合員企業となります。

#### 【事前確認について】

過去に「一時支援金」または「月次支援金」の支給を受けている場合は原則として改めて事前確認を受ける必要はありません。

本会の直接会員となっている協同組合等及び会員組合の組合員企業につきましては電話での事前確認が可能となりました。

組合員企業の場合、会員組合の組合員名簿により、組合員であることの確認を行います。本会での確認をご希望の場合は組合事務局を通じてご相談下さい。

#### 【事業復活支援金 事前確認 担当部署】

神奈川県中小企業団体中央会 業務推進部 TEL:045-633-5131



中小法人・個人事業者のための

事業 復 活 支 援 金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※対象に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援措置により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

- 中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。
- 給付額 基準期間<sup>※1</sup>の売上高一対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人		法人	
	年間売上高 <sup>※2</sup> 1億円以下	年間売上高 <sup>※2</sup> 1億円超～5億円以下	年間売上高 <sup>※2</sup> 150万円以下	年間売上高 <sup>※2</sup> 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご利用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要! 提出書類が少ない!  
過去の申請情報を活用可能!

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化! 提出書類が少ない!  
▶ 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社へのコロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行



- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制



- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少



- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと



- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限



- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請



- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請



上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません



実際に売上が減少しただけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や産物の出荷時期以外など)を対象とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめの上、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からつながります)

※お電話は大変込み合うことが予想されますので、ホームページもご利用ください。

受付時間 8:30-19:00 (土日・祭日も含む)

専用回線 03-6834-7593

ホームページ



事業復活支援金

https://jieyou-fukukatsu.go.jp/



不正受給は犯罪です!



# 事業環境変化対応型支援事業

## 令和3年度補正予算額 130.4億円

- (1) 中小企業庁 経営支援課
- (2) 中小企業庁 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁 経営支援課

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 中小企業を取り巻く環境が大きく変化する中で、経営の方向性を見極めることが徐々に難しくなっています。こうした不確実性の高い時代において、生産性向上、事業継続、販路拡大等を実現していくためには、経営者が変化に柔軟に対応できる「自己変革力」を高める必要があります。
- そのため、経営者に深い納得感と当事者意識を持っていただけたら、支援者が第三者として向き合い、「対話と傾聴」を通じた経営の伴走支援を行うことが重要です。
- 足元の課題である、最低賃金への対応や税制改正等の事業環境変化に中小企業、小規模事業者が円滑に対応できるよう、各種の相談窓口の体制を強化し、併せて、上記の課題設定型の伴走支援を全国で実践していきます。

#### 成果目標

- 研修プログラムを受講した支援者が課題設定型の伴走支援を行い、その支援を行った企業の50%以上の事業者が課題設定でき、具体的な解決策を選択できることを目指します。
- 中小企業団体窓口における相談対応を着実に行うとともに、2万人以上の事業者にとって適切な支援を実施し、事業者の課題解決や適切な支援機関への紹介を実現します。
- デジタル化診断を10万人者に実施し、診断ツールによりデジタル化の重要性の気づきを作り、相談・対応事務局やよろず支援拠点等を通じて支援を受ける事業者が1万人者以上になることを目指します。

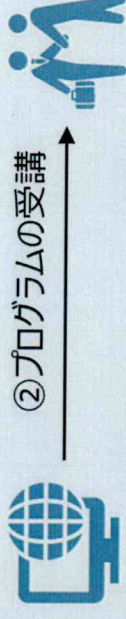
#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### (1) 研修プログラムの開発と伴走支援の実施

- 中小企業大学校において、課題設定型の伴走支援に必要な知識やノウハウをオンラインの研修プログラムとして開発します。
- 併せて、当該プログラムを支援者に受講していただき、中小、小規模事業者へ課題設定型の伴走支援を行います。



① 研修プログラムの開発

② プログラムの受講

③ 課題設定型の伴走支援を実施

#### (2) 各種相談窓口の体制強化

- 中小企業団体が、事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者からの経営相談や各種申請等のサポート対応等を行うため、相談員等の配置による支援体制の強化を図ります。また、インボイス制度等の周知・広報や相談対応等にかかる経費を支援します。
- 併せて、よろず支援拠点の体制を強化し、各種相談への対応を強化します。

#### (3) デジタル化支援のための基盤整備

- 中小・小規模事業者が、自身のデジタル化の課題を明確化できるように「デジタル化診断ツール」を開発します。
- また、「デジタル化診断」相談・対応事務局（仮称）を整備し、Web上での診断ツールの提供や、診断結果に基づいた適切な支援（コールセンターにおける対応や専門家派遣の調整等）を行います。



# 事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

## 企業の思い切った事業再構築を支援

(令和2年度3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業)

### 対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

#### 必須申請要件

1. (a) 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、(b) 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。

※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。

- (a') 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。
- (b') 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して7.5%以上減少していること。

2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。

3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

#### 中小企業

通常枠 補助額 100万円～従業員数に応じて8,000万円  
補助率 2/3 (6,000万円超は1/2)

卒業枠\* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

\*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。  
※中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様。

#### 中堅企業

通常枠 補助額 100万円～従業員数に応じて8,000万円  
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

グローバルV字回復枠\*\* 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

\*\*グローバルV字回復枠：100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。



# 中小企業生産性革命推進事業

## 令和3年度補正予算額 2,001億円

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えます。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の生産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

#### 成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
- 補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
- 補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
- 付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 【各補助事業の内容】

- (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）  
中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業績が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠		原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

#### ● (2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組み販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

#### ● (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）  
※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、  
レゾ補助上限額：20万円（補助率：1/2）  
インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

#### ● (4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3  
事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します

- (1) 中小企業庁 技術・経営支援課
- (2) 中小企業庁 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁 経営支援課
- (4) 中小企業庁 財務課



## 「原油・原材料高騰等対策特別融資」を新設します

県は、ロシア・ウクライナ情勢等による原油・原材料高騰や必要な物資の供給制限の影響を受けた県内中小企業者等を対象に、「原油・原材料高騰等対策特別融資」を新設し、本日より相談を受け付け、令和4年3月9日(水曜日)より申込の受付を開始いたします。

### 1 「原油・原材料高騰等対策特別融資」の概要

融資対象者	以下のいずれかに該当する中小企業者 ○ ロシア・ウクライナ情勢等による原油・原材料高騰や必要な物資の供給制限の影響により、最近3か月もしくは6か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計が前年同期の売上高又は売上総利益額の合計に比べて5%以上減少していること  ○ ロシア・ウクライナ情勢等による原油・原材料高騰や必要な物資の供給制限の影響により、最近1か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)が前年同期と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高又は売上総利益額が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれること
融資限度額	8,000万円
融資期間	運転資金:10年以内 設備資金:15年以内(据置期間1年以内を含む)
融資利率	2年以内:年1.2%以内 2年超5年以内:年1.4%以内 5年超10年(15年)以内:年1.6%以内 (固定金利。カッコ内は設備資金の場合)
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要 信用保証料率 0.36%~1.52%



## インボイス制度に関わる諸制度への対応はお済ですか？ 専門家派遣事業 ・ 講習会等開催事業

令和5年10月には適格請求書等保存方式（インボイス制度）がスタートします。皆様のお店に専門家が伺いし、適格請求書等保存方式（インボイス制度）や制度対応に必要なデジタル化対応などについてお困りごとを専門家派遣や講習会の開催により解消することを目的とした事業です。

専門家派遣や謝金等の費用は無料ですので、お気軽にご相談ください。

### 【事業内容】

開催期間：随時～令和5年1月中旬まで(原則として10時から16時の間)

専門家：税理士、中小企業診断士 等

相談の流れ

費用は無料!

- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）って何？どのようなもの？
- インボイス制度対応に合わせたデジタル化って何？
- 諸制度対応のために必要な準備ってなにかあるの？



中央会へご相談ください！

相談内容や聞きたいことを裏面の申込用紙に記入し中央会へお送りください。

専門家の方へお繋ぎし皆様の疑問や問題を解決します！



専門家が組合員の方の  
もとへ伺います！

【問い合わせ】神奈川県中小企業団体中央会

TEL045 - 633 - 5132